

矢巾町広告掲載基準

平成31年2月20日

町長決裁

改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1 この基準は、広告掲載要綱（平成19年矢巾町告示第68号）（以下「要綱」という。）第3第2項の規定に基づき、要綱第2第1号に規定する広告媒体（以下「広告媒体」という。）への広告の掲載基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2 広告媒体に掲載する広告は、広告媒体の品位を汚すことがなく、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、当該広告の表現は、これにふさわしい信用性と信頼性を保てるものでなければならない。

(規制業種又は業者)

第3 次に掲げる業種又は業者の広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制される業種その他これに類するもの
- (3) 青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号）で規制される業種その他これに類するもの
- (4) 武器等の製造及び販売に係るもの
- (5) たばこ製品に係るもの
- (6) 公営を除くギャンブルに係るもの
- (7) 法律の定めがない医療類似行為を行う施設
- (8) 規制対象となっていない業種であっても、社会問題を起こしている業種又は業者
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがあるもの
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがあるもの
- (11) 税等の滞納があるもの

2 広告を掲載しようとする業者並びにその使用人等が、贈賄及び業務上の過失等による容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたときは、町長は、12月以内の期間において、その業者の広告を広報紙等に掲載しないことがある。

3 第1項の規定による規制の対象となった業者による第1項の業種以外の広告は、この基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認めることがある。

(掲載基準)

第4 広告媒体に掲載することができない広告の内容及び表現は、次のとおりとする。

- (1) 人権侵害、名誉き損又は各種差別的な表現をしているもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービス

を提供するもの

- (3) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの及び他と比較して優良であると表現しているもの
 - (4) 氏名、写真、談話、商標、著作物等が無断で使用したもの
 - (5) 非科学的又は迷信に類するもので、迷わせたり、不安を与える恐れがあるもの
 - (6) 誇大な表現をしているもの
 - (7) 射幸心を著しくあおる表現をしているもの
 - (8) 広告の目的や内容が不明確なもの
 - (9) 根拠のない表示、実績又は誤認を招くような表現をしているもの
 - (10) 商品、材料及び機材の売付けや資金集めを目的としている疑いのもの
 - (11) 容易さ及び安価さを強調する表現をしているもの
 - (12) 社会的に不適切なもの
 - (13) 売春等の勧誘又はあっ旋の疑いのあるもの
 - (14) 債権の取立て、示談の引受け等を表現したもの
 - (15) 裸体の写真及びイラストなど性に関する表現をしているもの
 - (16) 暴力又は犯罪を肯定し、又は助長するような表現をしているもの
 - (17) 残酷な描写等善良な風俗に反するような表現をしているもの
 - (18) 20 歳未満の者の喫煙、飲酒等を誘発し、又は助長するような表現をしているもの
 - (19) 国内世論が大きく分かれているもの
 - (20) 町が商品、企業等を推奨していると明らかに誤認させるもの
 - (21) 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - (22) 町の業務に不利益を及ぼす恐れがあるもの
 - (23) その他、町長が不適切であると認めたもの
- 2 病院、診療所、助産所等は、保有している医療設備、機器等医療に密接に関わる物の写真を用いさせないものとする。
- 3 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復をいう。）には、施術者の技能、施術方法又は経歴及び医療類似行為（整体、カイロプラクティック、エステティック等をいう。）を記載させないものとする。
- 4 町その他公共機関等の許認可が必要な業種等には、免許番号等を表示させるものとする。
- 5 広告を広告媒体に掲載しようとする者（以下「広告主」）には、各種法令等を遵守させるほか、公正競争規約及び広告に関する事業者団体等の自主規制についても遵守させるものとする。
- 6 法令等の遵守について疑義がある場合は、広告主に対して主務官庁等に確認させるものとする。

（表示基準）

第5 広告に用いる文字の大きさ、色彩等は、広告媒体ごとに基準を定める。

- 2 責任の所在を明らかにするために、広告主の氏名又は法人名並びに所在地及び連絡先を明示させるものとする。
- 3 連絡先の表示基準は、次のとおりとする。
 - (1) 電話は、市外局番を含む固定電話番号とし、携帯電話、PHS及びIP電話のみは認めない。
 - (2) 通話料が発信者負担の統一番号等の場合は、着信地、通話料金等を明示させるものとする。
 - (3) 携帯電話は、プリペイド方式の契約のものであってはならない。
- 4 ウェブサイトのURLを表示する場合、表示されたサイトから第3及び第4の規定に抵触する内容のサイト等のいわゆる有害コンテンツへリンクが設けられてはならない。
- 5 電子メールアドレスを表示する場合、インターネット接続サービス機能がある携帯電話等及び無償で提供される、いわゆるフリーメール並びにこれらに類するメールアドレスは表示を認めない。
- 6 インターネット接続サービス機能を有する携帯電話等からウェブサイトへの接続を容易にするための二次元バーコードを表示する場合は、確実に機能することを広告主に実証させるものとする。この場合において、その接続先等は、第4項及び第5項の規定に抵触するものであってはならない。

(実施期日)

第6 この基準は、令和4年4月1日から実施する。